

1 学校教育の在り方

(1) 子どもたち一人一人が未来の創り手となるために

学校が果たすべき役割

教育は、人類が長い年月をかけて創造してきた学問や芸術、言語、価値観、行動様式等の文化を、次世代に伝えるという重要な役割を担っている。中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月)で、「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。」(不易)としつつも、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。」と述べている。

これからの学校教育においても、幼児児童生徒が自らの個性を存分に発揮しながら、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」(不易)を確実に身に付けるよう指導するとともに、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」(流行)にも柔軟に対応していかなければならない。幼児児童生徒が、自己実現を図りながら、主体的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けるという視点から、教職員は、不易と流行を十分踏まえた教育活動を進めていく必要がある。

子どもたちが未来の創り手となるために

社会の変化は複雑で予測困難であり、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられる。

しかし、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。また、人間は、正解のない課題に対しても、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだすことができるなどという強みをもっている。

解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていくことができるようになることが重要である。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に身につけていくことがこれからの学校教育に期待さ

れている。そのためには、子どもたちに未来を創り出す力をはぐくんでいくことができるよう、学校教育の改善、とりわけその中核となる教育課程の改善を図っていかなければならない。

「生きる力」をはぐくむ教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが求められている。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」であると定義されている。

平成20年に行われた学習指導要領改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっているという認識が示された。また、知・徳・体のバランスのとれた育成（教基法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学教法第30条第2項）等、教基法や学教法の規定に基づき、児童生徒に「生きる力」をはぐくむことが重視されたところである。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の学習指導要領改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して、そのために必要な力をはぐくんでいくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、確実に發揮できるようにしていくことが重要となる。